

第2期中期目標期間における 教育研究の状況の評価について検討すべき課題

1. 評価実施スケジュール・プロセスの見直し

＜文部科学省国立大学法人評価委員会「第2期中期目標期間における国立大学法人評価の改善点」＞

(1)「暫定評価」は実施しない。

第2期中期目標期間終了後の平成28年度にのみ実施する。

【検討課題】

- ・ 「暫定評価」は実施しない（平成28年度にのみ実施する）ことを踏まえた評価実施スケジュール・プロセスの見直し
- ・ 各法人へのアンケートの結果を踏まえた評価実施スケジュール・プロセスの改善

＜論 点＞

- 第2期中期目標期間においては、中期目標の達成状況評価について、学部・研究科等の現況分析の結果を十分に活用して行うことが求められていることを踏まえ、評価実施スケジュール・プロセスについて、どう考えるか。
- 第1期中期目標期間においては、学部・研究科等の現況分析と中期目標の達成状況評価についての評価作業を同時進行し実施したが、中期目標の達成状況評価に学部・研究科等の現況分析の結果を十分に活用することについては課題があった。
- より効果的な評価を行う観点から、一部の資料の提出時期を必要最低限前倒しすることについて、どう考えるか。
- 各法人へのアンケートにおいて、「訪問調査はヒアリングなどで代替可能ではないか」等の意見があったことについてどう考えるか。また、学生面談の実施についてどう考えるか。

【見直し】

- 学部・研究科等の現況分析作業と中期目標の達成状況の評価作業の時期をずらす（現況分析作業を先行させる）ことにより、現況分析の結果を中期目標の達成状況評価に十分活用する。【評価実施要項 P10(プロセス全体像)】
- 訪問調査に替えて、当機構が準備する開催場所（もしくはテレビ会議等）での各法人関係者（責任者）からのヒアリングを実施する。ただし、中期目標の達成状況の判定に当たり、施設設備の確認等現地での確認が必要な場合に限り、対象法人へ評価委員が訪問し、ヒアリングを含めた調査を行う。【評価実施要項 P24（1行目）、P3(下段注)】

2. 中期目標の達成状況評価の評価方法の見直し

＜文部科学省国立大学法人評価委員会「第2期中期目標期間における国立大学法人評価の改善点」＞
(2) 教育研究の中期目標期間評価を効率的に実施する。
中期目標の達成状況の評価は、現況分析の結果を十分に活用しつつ行う。

【検討課題】

- ・ 学部・研究科等の現況分析の結果を十分に活用する観点からの、中期目標の達成状況評価の評価方法の見直し

＜論 点＞

- 現況分析の結果を中期目標の達成状況の評価に十分活用できるスケジュールの見直しに加え、どのような現況分析結果の活用方法が考えられるか。例えば、学部・研究科等において質の向上がみられた事例について、特記事項として取り上げるなどの方法が考えられないか。
- 法人が、各中期計画に関連する学部・研究科等名を記載し、機構において、達成状況評価の中期計画の判断の際に、当該学部・研究科等の現況分析結果を確認しながら判断するなどの方法も考えられるのではないか。
- 第1期中期目標期間から第2期中期目標期間の中期目標・計画の作成状況の変化（特に、中期計画数の大幅な減少）を踏まえた評価方法の見直しも必要ではないか。

【見直し】

- 学部・研究科等において、特に質の向上がみられた場合については、評価結果に特記事項として記載する。【評価実施要項 P23(中段※印)】
- 法人は、各中期計画に特に関連する学部・研究科等がある場合は、その学部・研究科等名を記載することとし、機構は、各中期計画を判断する際に、その記載された学部・研究科等の現況分析資料及び結果を参考とする。【評価実施要項 P23(上から7行目 iii)】
- 中期計画の段階判定区分「良好」、「おおむね良好」、「不十分」の3段階に、特筆すべき成果が得られた場合の「非常に優れている」を加え、4段階とする。【評価実施要項 P22(①区分表の1段目)】

3. 学部・研究科等の現況分析の簡素化

＜文部科学省国立大学法人評価委員会「第2期中期目標期間における国立大学法人評価の改善点」＞
(2) 教育研究の中期目標期間評価を効率的に実施する。

学部・研究科等の現況分析は、大幅に簡素化して、効率的に実施する。

(例) ◇質の向上度の判定は、第1期末の現況分析結果と比較する。

◇大学情報データベースや認証評価資料を活用する。

【検討課題】

- ・ 簡素化の観点等を踏まえた教育・研究の水準判定、質の向上度の判定方法の見直し
- ・ 大学情報データベースや認証評価資料の活用方法

＜論 点＞

- 各法人へのアンケートにおいて、「教育」の分析項目・観点について、「教育体制、方法、内容の各分析項目は相互に関連し合うため、区分して書きづらい」「分析項目の構成は適切であるが、各項目の中に2つずつ設定された観点について分けて記載しづらい」等の意見があったことを踏まえると、分析項目・観念の集約が必要ではないか。
- 第1期中期目標期間末の現況分析結果と比較することとされている質の向上度の判定方法について、どのように見直すことが考えられるのか。
- 第1期中期目標期間においては専任教員数の50%とした研究業績水準判定に係る研究業績の提出上限について、どう考えるか。
- 大学情報データベースや認証評価（機関別・専門職大学院別）資料の活用について、どう考えるか。認証評価機関が複数存在し、かつ、評価の実施時期や評価項目等が異なる中で、どのような活用方法が考えられるか。

【見直し】

- 検証アンケートにおける法人からの意見を踏まえ、「教育」の分析項目及び観点について、5つの分析項目（10観点）を、2つの分析項目（4観点）に集約する。【評価実施要項 P8（2(1)②）、P11（下段の表）】
- 質の向上度の判定方法については、各法人が重要な質の変化があったと判断し記載した内容及び水準判定に関する内容を分析し、「大きく改善、向上している 又は 高い質を維持している」、「改善、向上している」、「質を維持している」、「質を維持しているとはいえない」の4区分で判断する。また、第1期中期目標期間末と第2期中期目標期間の水準判定結果との比較を参考とし、再度、総合的に判断する。【評価実施要項 P13(3)、P17(4)】
- 研究業績水準判定に係る研究業績の提出数については、20%程度を目安とする。【評価実施要項 P15((2)①3-4行目】
- 認証評価（機関別・専門職大学院別）活用方法例を分かりやすく示すことにより、法人における作業負担の軽減を図る。【評価実施要項 P11(上段 I_2、6-7行目)、P19（2、9-10行目）】

4. 各法人の個性の伸長に、より寄与する評価方法

【検討課題】

- ・ 各法人の個性の伸長に、より寄与する評価方法

＜論 点＞

- 各法人へのアンケートにおいて、第2期中期目標期間の教育研究の状況の評価について、「大学等の個性の伸長に、より寄与すべき」と答えた法人が8割を超えており、各法人の個性の伸長に、より寄与する評価方法について、どのように考えるか。

【見直し】

- 提出資料中に、個性の伸長に向けた取組や成果などの教育研究に係る全体的な状況の記載欄を設け、状況を把握した上で、特に優れた取組や成果などが見受けられた場合は、評価結果に特記事項として記載する。【評価実施要項 P20(1(2)1-2行目)、P32(左下イメージ)】

5. 東日本大震災による影響、復興への貢献の評価

【検討課題】

- ・ 東日本大震災の発生による中期目標・計画の実施や教育・研究活動への影響を踏まえた評価方法

＜論 点＞

- 法人へのアンケートにおいて、
 - ・ 中期目標・計画の達成に影響が大いにある、あると答えた法人が15.7%
 - ・ 教育活動や成果・質の向上に影響があると答えた法人が20.5%
 - ・ 研究活動や成果・質の向上に影響があると答えた法人が22.5%にのぼっており、震災による影響に対する配慮についてどう考えるか。
- 復旧・復興への貢献について、どのように評価するのか。

【見直し】

- 震災により実施や達成が困難もしくは変更が必要となった場合は、中期目標、中期計画の変更を行うことが望まれる。
- 提出資料中に震災への貢献活動について記載する欄を新たに設け、目覚ましい貢献活動などについて、評価結果に特記事項として記載する。【評価実施要項 P23(中段※印)、P32(左下イメージ)】

6. その他

《論 点》

- 追加資料の取り扱いについて、どう考えるか。

第1期中期目標期間の評価においては、法人の自己判定能力を高めるため追加資料の提出は一切認めなかったが、第2期中期目標期間の評価もこの取り扱いを継続するのか。

検証アンケート結果においては、法人、評価者ともに肯定的回答と否定的回答が同等に存在、追加資料を求めることによる作業負担の増を懸念する法人がある一方、確認できる資料がなかったということで、低く判定をされることに納得がいけないとの意見もある。

【見直し】

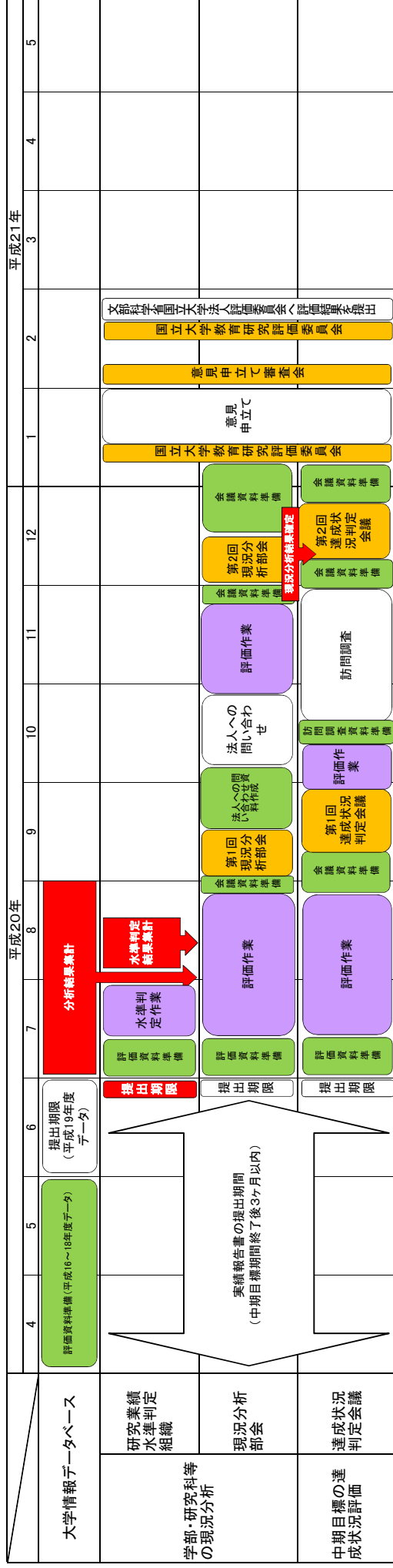
- 追加資料については、評価者が段階判定の判断に影響があると判断した場合に限り、提出を求めることとする。【評価実施要項 P20(1(1)③)】

国立大学法人評価(教育研究)実施スケジュールの見直し

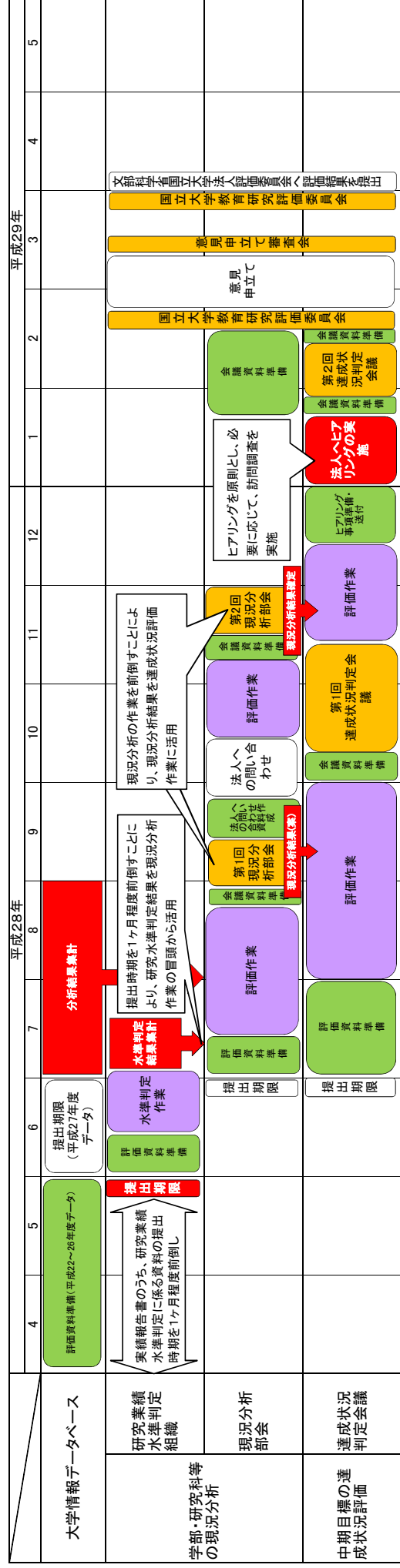
○見直しの視点

- ・「暫定評価」を実施しない。
- ・中期目標の達成状況評価は、現況分析の結果を十分に活用しつつ行う。

＜第1期(※暫定評価時)＞



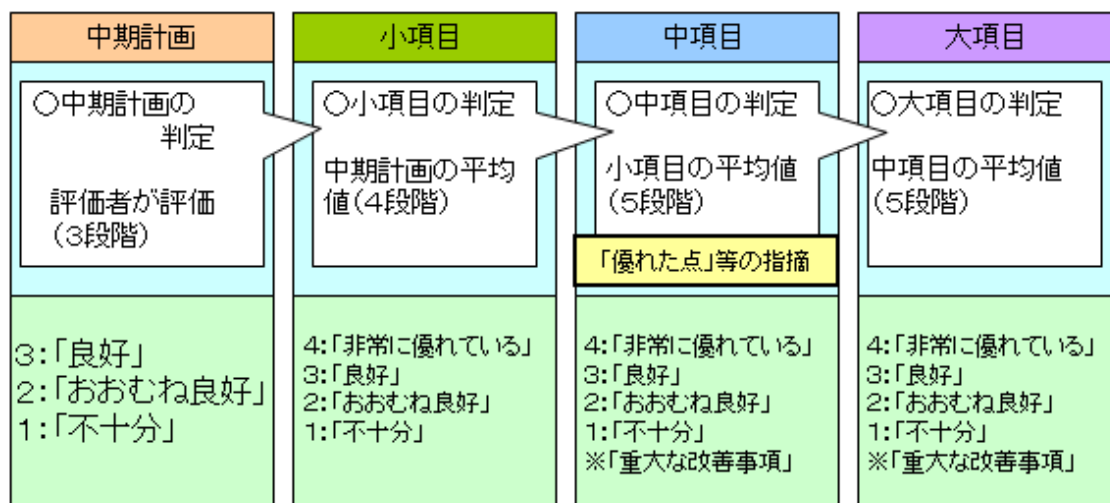
＜第2期＞



中期目標の達成状況評価の段階判定について

(中期計画数の減少に伴う段階判定区分の変更)

1. 第1期中期目標期間の評価方法



メリット

- ・ ひとつの計画の判断によって、判定が大きく揺れ動くことを防ぐ
- ・ 判定の透明性を高める
- ・ 評価の簡略化（計画を判定すればほぼ自動的に中期目標の判定が導き出される）

デメリット

- ・ 計画数の多少が、小項目の判定に影響
- ・ 小項目に対応する中期計画が1つの場合、中期計画が「良好」判定となると、小項目の判定結果が自動的に1段階上の「非常に優れている」の判定になってしまうことから、この場合においては、評価者が小項目の判定を「良好」か「非常に優れている」のどちらかを判断
- ・ 目標の判定が機械的に計算され、判定結果と評価者が全体的に感じる印象が乖離

【通常の積み上げによる算定】

中期計画が2つあり、判定が「良好」と「おおむね良好」のケース

- ・ 中期計画 「良好」
 - ・ 中期計画 「おおむね良好」
- 平均点から、小項目「良好」

【小項目に対応する計画が1つのケース】

中期計画が1つであり、判定が「良好」のケース

- ・ 中期計画 「良好」 → 小項目「非常に優れている」

⇒ 評価者が小項目の判定を「良好」か「非常に優れている」のどちらかを判断

2. 第2期中期目標期間の評価方法

考慮すべき事項

- ① 中期目標・中期計画の作成段階において、目標・計画数の上限が定まり、各中期計画の重要度が増
→ 中期目標・中期計画の項目数の減少（小項目は41%減、中期計画は65%減）により、各中期計画の重みが増
- ② 成果を重視する評価方法（小項目を構成する中期計画が1つの場合、「優れた成果」の判断基準を明確化するよう検討）
→ 小項目に対応する中期計画が1つのケースが23%→36%に増

変更

- ・ 中期計画の判定を4段階とし、中期計画の成果をより重視した判定とするケース
- ・ この場合、小項目に対応する中期計画が1つの場合の判断基準を規則化

中期計画	小項目	中項目	大項目
○中期計画の判定 評価者が評価 (4段階)	○小項目の判定 中期計画の平均 値(4段階)	○中項目の判定 小項目の平均値 (5段階) 「優れた点」等の指摘	○大項目の判定 中項目の平均値 (5段階)
4:「非常に優れている」 3:「良好」 2:「おおむね良好」 1:「不十分」	4:「非常に優れている」 3:「良好」 2:「おおむね良好」 1:「不十分」	4:「非常に優れている」 3:「良好」 2:「おおむね良好」 1:「不十分」 ※「重大な改善事項」	4:「非常に優れている」 3:「良好」 2:「おおむね良好」 1:「不十分」 ※「重大な改善事項」

《段階判定区分表》

中期計画の判定		判断の際の考え方
4 段 階	非 常 に 優 れ て い る	取組や活動、成果の状況からみて、実施状況が非常に優れていると判断される場合 ※ 第2期中期目標期間の取組や活動の状況からみて、当該中期計画が極めて着実に実施され、教育・研究の質の向上の点から 特筆すべき成果 が得られている場合を指す。（「質の向上」には、高い質（水準）を維持していることも含む。以下同じ） ※ 計画通り取組や活動がなされていたとしても、それが機能した結果としての、質の向上の点からみた特筆すべき成果が明らかになっていない場合にはここには含まない。
	良 好 で 有	取組や活動、成果の状況からみて、実施状況が良好であると判断される場合 ※ 第2期中期目標期間の取組や活動の状況からみて、当該中期計画が着実に実施され、教育・研究の質の向上の点から 優れた成果 が得られている場合を指す。 ※ 計画通り取組や活動がなされていたとしても、それが機能した結果としての、質の向上の点からみた優れた成果が明らかになっていない場合にはここには含まない。
	お お む ね 良 好 で 有 【標準】	取組や活動、成果の状況からみて、実施状況がおおむね良好であると判断される場合 ※ 第2期中期目標期間の取組や活動の状況からみて、当該中期計画が着実に実施され、教育・研究の質の向上の点から 相応の成果 が得られている場合を指す。この段階が、 標準的な段階 に相当する。 ※ たとえ計画を早期に完了していたり、計画以上の取組や活動を実施していたとしても、それによって、教育・研究の質の向上の点から優れた成果が得られたことが明らかではない場合は、これに該当する。
	不 十 分 で 有	取組や活動、成果の状況からみて、実施状況が不十分であると判断される場合 ※ 第2期中期目標期間の取組や活動の状況からみて、当該中期計画が 十分に実施されていない 場合を指す。

教育研究水準判定の分析項目・観点の見直しについて

○ 見直しの視点

- ・ 学部・研究科等の現況分析を大幅に簡素化
- ・ 検証アンケートにおける法人からの意見
 - ◇ 教育体制、方法、内容の各分析項目は相互に関連し合うため、区分して書きづらいという指摘が複数なされている。
 - ◇ 分析項目の構成は適切であるが、各項目の中に二つずつ設定された観点について、分けて記述しづらかったという意見も複数みられる。
 - ◇ 学部に適した観点が多く、たとえば「主体的な学習を促す取り組み」は大学院においては当然であり重要でないとの指摘もある。

【第1期中期目標期間】

(教育)

分析項目	観点
I 教育の実施体制	○ 基本的組織の編成 ○ 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制
II 教育内容	○ 教育課程の編成 ○ 学生や社会からの要請への対応
III 教育方法	○ 授業形態の組合せと学習指導法の工夫 ○ 主体的な学習を促す取組
IV 学業の成果	○ 学生が身に付けた学力や資質・能力 ○ 学業の成果に関する学生の評価
V 進路・就職の状況	○ 卒業（修了）後の進路の状況 ○ 関係者からの評価

【第2期中期目標期間】

分析項目	観点
<u>I 教育活動の状況</u>	○ <u>教育実施体制</u> ○ <u>教育内容・方法</u>
<u>II 教育成果の状況</u>	○ <u>学業の成果</u> ○ <u>進路・就職の状況</u>

(研究)

分析項目	観点
I 研究活動の実施状況	○ 研究活動の実施状況 ○ 大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の実施状況
II 研究成果の状況	○ 研究成果の状況（大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含めること。）

分析項目	観点
<u>I 研究活動の状況</u>	○ <u>研究活動の状況</u> ○ 大学共同利用機関、大学の共同利用・共同研究拠点に認定された附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の実施状況
<u>II 研究成果の状況</u>	○ 研究成果の状況（大学共同利用機関、大学の共同利用・共同研究拠点に認定された附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含めること。）

※表中、下線は変更箇所を示す。

質の向上度の判定方法について

1. 第1期中期目標期間の質の向上度の判定方法

第1期中期目標期間においては、学部・研究科等ごとの改善・向上事例について、事例ごとに下記3段階の区分表により判断した。また、事例の提出数に上限は設定しなかった。

さらに、「教育」「研究」ごとの総合評価として、各事例の判定のうち、最も下位の判定を当該学部・研究科等の総合判定として示した。

【実施要項（抜粋）】

学部・研究科等の現況分析

学部・研究科等の現況は、教育の水準及び質の向上度、研究の水準及び質の向上度を分析することにより把握します。

「教育・研究の水準」は、学部・研究科等における教育・研究活動及びその成果について、評価時点における状況を示すもので、学部・研究科等の教育あるいは研究の目的に照らして行います。

「質の向上度」は、法人化時点と評価時点の水準を比較・分析して導かれるものですが、今回の評価に当たっては、評価時点の水準に至るまでの教育・研究活動や成果の状況の改善、向上の内容を分析し、学部・研究科等の教育あるいは研究目的に照らして判断します。

質の向上度の分析

現況調査表には、評価時点で判断される教育水準に至る法人化以降の教育活動や成果の状況を示す、具体的な改善事例等の内容についての自己分析結果が記述されています。

評価者は、学部・研究科等の教育目的に照らして、これらの内容を分析し、以下の区分により質の向上度を判定します。なお、法人化以降、当初の高い水準を維持していると判断する場合には、その旨の判定を行います。また、注目すべき質の向上の指摘を行い、判断結果を取りまとめ、書面調査の分析結果を作成します。

質の向上度の段階判定の区分表

判断を示す記述
大きく改善、向上している 又は 高い質（水準）を維持している 注）どちらかを判断
相応に改善、向上している
改善、向上しているとは言えない

2. 第2期中期目標期間の質の向上度の判定方法

見直しの視点

- (1) 学部・研究科等の現況分析は、大幅に簡素化して、効率的に実施する。
- (2) 質の向上度の判定は、第1期末の現況分析結果と比較する。

(ア) 現況調査表の質の向上度に関する記載方法

国立大学法人等は、「教育」と「研究」の分析項目ごとに、第1期中期目標期間末の状況と第2期中期目標期間末の状況とを比較し、重要な質の変化があったと判断できる場合にのみ記載する。

(イ) 質の向上度の判定方法

「教育」と「研究」ごとに、質の向上度に関する記載内容及び水準判定に関する記載内容を分析し、下表の4区分で判断を行う。

区分を示す記述
大きく改善、向上している 又は 高い質を維持している
改善、向上している
質を維持している
質を維持しているとはいえない

(ウ) 第1期中期目標期間末の現況分析結果との比較方法

質の向上度に関する国立大学法人等からの提出資料に基づき、上記(イ)により一時的に判断した上で、第1期中期目標期間末の水準判定結果(関連する分析項目の結果を取りまとめたもの)と第2期中期目標期間の水準判定結果を比較した結果を参考とし、再度、総合的に判定する。

認証評価の国立大学法人評価における活用例

認証評価の国立大学法人評価への活用方法としては、例えば以下のようなものが考えられる。

(1) 認証評価結果を国立大学法人評価のエビデンスとして活用

法人が、機関別認証評価(並びに専門分野別認証評価)の結果を、国立大学法人評価の際にエビデンスとして、活用する。

例えば、認証評価結果の指摘事項として記載されている事項について、法人は、それらと関係のある中期目標の達成状況評価のエビデンスとして取り上げることが考えられる。

【中期目標の達成状況報告書への記載イメージ】

平成〇〇年度に単位互換を視野に入れた〇〇市内3大学共通の遠隔授業システムを開発し、模擬授業と特別講演の中継を行った。・・・・・・更に、県南部の本学〇〇キャンパス(平成〇年度設置)にも配置、今後、遠隔地の高校生も配信授業が聴講できる体制を整備し、高大連携の促進を図った。(認証評価結果 P〇〇参照)

〇〇大学

〇〇大学に対する大学評価(認証評価)結果

I 評価結果
評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。認定の期間は2018(平成30)年3月31日までとする。

II 総評
一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢
貴大学は、「21世紀を担う有為な人材を育成するとともに、開かれた大学として本・・・・・・

(2) 認証評価の提出資料の活用

機関別認証評価(並びに専門分野別認証評価)の提出資料を国立大学法人評価の提出資料とする。

資料を転載または、共通化することにより、法人における提出資料の作成の負担が軽減される。

【例: 単位互換協定に基づく単位認定の状況】

表3-5

単位互換協定に基づく単位認定の状況及び単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況(前年度実績)

学 部 ・ 学 科	単位互換協定に基づくもの						単位互換協定以外のもの					
	認定者数 (a)	他大学		短期大学		1人当たり 平均認定 単位数 (b+c)/a	認定者数 (d)	大学・短大・高等専		その他		1人当たり平均 認定単位数 (e+f)/d
		専門科目	専門以外	専門科目	専門以外			専門科目	専門以外	専門科目	専門以外	
〇〇学部	〇〇学科											
〇〇学部計												
〇〇学部	〇〇学科											
〇〇学部計												
合 計												

(3) 認証評価結果を提出資料として活用

機関別認証評価(並びに専門分野別認証評価)の評価結果について、国立大学法人評価の提出資料として依頼し、指摘事項などについて、参考に評価を実施する。

【例:評価結果の抜粋】

(2) 教育方法等

全学部

入学時から高学年にいたるまで、オリエンテーションを通じて履修指導がきめ細かく行われており、各学部・学科の教育目標、到達目標およびそれを達成するための「くさび型カリキュラム」を学生に徹底させるための努力が継続的に行われている。

シラバスは一定の書式で作成されているが、各回の授業内容に関しては教員間で記述の内容や量などに精粗があり、改善が望まれる。また、1年間に履修登録できる単位数の上限などについては設定されていないので、あわせて改善が望まれる。

(4) その他